

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループとしての「企業価値の持続的向上」を実現するには、社会との信頼関係を強化するための企業の社会性・透明性の向上を含めコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しています。
また、当社グループは、グループとしてのシナジーの最大化とグループ一体経営を実現するために、グループ企業理念、グループ経営ビジョン、グループ経営方針等に基づき経営活動を推進しています。

【グループ企業理念】

インフォコムグループは、ICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献する。

【グループ経営ビジョン】

市場、技術の変化を先取りし、自らが常に進化を続けることで、高品質で革新的なサービスを提供し、ICTの新たな活用シーンを次々と創出する特長ある企業グループを目指す。

【グループ経営方針】

- (1) 利益ある成長を持続して企業価値の向上を目指す。
- (2) コンプライアンスを規範とした経営を行う。
- (3) 市場の変化や技術の進化へのスピーディな対応を行う。
- (4) 働き甲斐のある企業を志向し、社員の能力向上に努める。
- (5) 地球環境にやさしいグリーンITを目指す。

これらに基づき、市場や技術の変化を常に先取りし、高品質で革新的なサービスを提供する事で、個性豊かなグループとしてICTの進化を通じて社会のイノベーションに貢献します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則のすべてを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
帝人株式会社	15,880,000	55.13
インフォコムグループ従業員持株会	879,700	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	699,900	2.43
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	627,021	2.17
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	468,561	1.62
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	424,016	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	325,100	1.12
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	270,542	0.93
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	256,600	0.89
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	248,300	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

帝人株式会社 (上場:東京) (コード) 3401

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社グループとの取引における価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、当社と関連を有しない会社との取引同様に決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

帝人株式会社は、当社議決権の58.1%(直接所有)を所有する親会社です。

当社グループは、同社グループの中でIT事業を推進するグループと位置付けられており、同社グループに対しては、情報通信システムの開発及びその運用サービス等を提供しています。同社グループにおいて、当社グループは他の事業グループと類似した事業を営んでおらず、当社の自由な事業活動を阻害される状況にないと考えています。

親会社グループとの取引における価格その他の取引条件については、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおりです。

直前に終了した事業年度における取引内容については、有価証券報告書(第33期)の「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項関連当事者情報」に記載のとおりです。人的関係については、経営情報の交換等により、当社が同社グループの一員として果たすべき役割の遂行を円滑化する目的で、当社代表取締役

役が同社のIT事業グループ長を兼任しています。また、同社グループ執行役員1名が当社の非常勤取締役を、同社常勤監査役1名が当社の社外監査役を兼任しています。

以上のような取引・人的関係がある一方、一定の重要事項について同社との事前協議を行うことのほかは、当社が事業活動を行う上での同社からの制約はなく、当社の経営判断について一定の自主性・独立性が確保されていると考えています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 和彦	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 和彦	○	<p>2014年6月開催の定時株主総会において社外取締役に選任され、現在二期目の任期となります。社外取締役就任時点及び独立役員指定届出時点(2014年6月)において、東京証券取引所が規定する独立役員の独立性判断基準に該当する事項はありません。</p> <p>略歴、地位及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。</p> <p>■1994年3月 徳島大学(現 国立大学法人徳島大学)工学研究科システム工学専攻修了 博士(工学)</p> <p>■1998年4月 筑波大学(現 国立大学法人筑波大学)社会工学系助教授</p> <p>■2004年7月 (有)GSSM筑波 代表(現職) 取締役(現職)</p> <p>■2005年3月</p>	<p>自ら大学ベンチャー企業の経営に携わられており、当社経営の監督など社外取締役として職務の適切な遂行をお願いできると判断したこと、また、経営システム科学分野において自然言語理解及び情報検索等を研究しており、同分野の専門家としての長年の知見をと当社に提供できることから社外取締役として選任しています。</p> <p>当社との間においては、社外取締役であることその他、取引関係/人的関係/資本関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定、届け出ているものです。</p>

	国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科経営システム科学専攻教授(現職) ■2006年4月 国立大学法人筑波大学大学院企業科学専攻長 ■2014年6月 当社取締役(社外、現職)
--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画、監査実施結果等の定例報告会を開催するとともに、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う事ができる連携状況にあります。

また、内部監査部門から監査計画の報告を受けるとともに、監査講習会及び必要に応じて監査実査に陪席する連携状況にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
池田 一志	他の会社の出身者			○		△		○				△			
谷田部 俊明	他の会社の出身者			△	○			△							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		略歴、地位及び重要な兼職の状況は以下のとおりであることから、独立役員に指定していません。 ■2004年7月 帝人クリエイティブスタック(株)管理室長 ■2010年7月	専門的知見と豊富な経験を活かし、適性及

池田 一志	<p>帝人ファーマ(株)管理部長 ■2013年4月 帝人(株)情報システム部長 ■2015年4月 帝人(株)経営企画本部長付 ■2015年6月 当社監査役(社外、常勤監査役、現職)</p> <p>社外監査役就任時点において、当社と池田氏との間には池田氏が当社の社外監査役であること以外の関係はありません。</p> <p>当社と親会社等との関係につきましては、「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得る特別な事情」をご参照ください。</p>	<p>び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場で十分に行っていたいただける人物である事を基準として選定いたしました。</p> <p>本年6月12日開催の当社第33回定時株主総会において社外監査役として選任されましたが、就任直前まで当社親会社の業務執行者であったことから、独立役員指定対象外としています。なお、選任された時点における社外監査役としての任期は2019年6月開催予定の定時株主総会までとなります。</p>
谷田部 俊明	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況は以下のとおりであることから、独立役員に指定しておりません。</p> <p>■2005年6月 帝人(株)帝人グループ理事 電子材料開発推進部長 ■2005年7月 帝人(株)CMO補佐 ■2006年4月 帝人(株)新事業開発グループ長 ■2006年6月 帝人(株)帝人グループ執行役員 ■2007年6月 帝人(株)帝人グループ常務執行役員 ■2008年4月 帝人(株)新事業開発グループ長補佐 兼 CTO補佐 ■2010年4月 帝人(株)CTO ■2010年6月 帝人(株)取締役 ■2012年4月 帝人(株)保安担当役員 ■2012年6月 当社監査役(社外、現職) ■2012年6月 帝人(株)常勤監査役(現職)</p> <p>当社と親会社等との関係につきましては、「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与え得る特別な事情」をご参照ください。</p>	<p>専門的知見と豊富な経験を活かし、適法性及び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場で十分に行っていたいただける人物である事を基準として選定いたしました。</p> <p>現時点において当社親会社の常勤監査役であること、また3年前まで当社親会社の業務執行者であったことから、独立役員指定対象外としています。なお、選任された時点における社外監査役としての任期は2017年6月開催予定の定時株主総会までとなります。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

当社は、会社法に規定される社外性の趣旨に則り、また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準の趣旨を尊重し、一般の株主との利益相反を生じる恐れのない社外取締役を選任することにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社グループの連結業績目標の達成度に応じた業績連動型報酬制度を採用しています。また、取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより株主の皆様とメリットやリスクを共有することで、当社の取締役に対しこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株価の連動性を高めることにより株主の皆様とメリットやリスクを共有することで、当社の取締役に對しこれまで以上に当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的として、付与対象者としています。
平成27年3月期分としては、平成27年6月9日を割当日として取締役2名及び執行役員5名に對し合計134個を付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において、社内取締役・社内監査役・社外役員の別に「定款又は株主総会決議に基づく報酬」の支給人員数と支給額の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 株主総会の決議(平成14年6月27日改訂)による取締役の報酬総額限度額は300百万円で、取締役個々の報酬額は報酬総額限度額の枠内で取締役会で決定しています。
当社は業績連動型報酬制度を導入しています。連結営業利益ROA(総資産営業利益率)を基準とし、これに営業利益の改善度・達成度と取締役個人の業務執行状況の評価を加えた報酬金額としています。
- 株主総会の決議(平成14年6月27日改訂)による監査役の報酬総額限度額は100百万円で、監査役個々の報酬額は業績による変動のない定額報酬で、報酬総額限度額の枠内で監査役の協議により決定しています。
- 株主総会の決議(平成24年6月14日決議)による株式報酬型ストックオプション制度は、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の上限は600個とし、その発行価額は1項に記載の取締役の報酬総額限度額の枠内の扱いとしています。
取締役個々に割り当てる新株予約権の数は連結営業利益ROAに連動したテーブルに基づき、取締役会で決定することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じてコーポレートスタッフ内組織のサポートを受ける事ができる環境を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会と執行役員制度】

取締役5名で構成され、監査役3名も出席する取締役会は経営戦略、事業計画の執行に関する最高意思決定機関として毎月開催しており、法令、定款に定められた事項に限定せず、決議事項、報告事項を幅広く議案とする事により、実質的な最高意思決定機関として機能しています。また、それに加えて(1)経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分化、業務執行の迅速化と柔軟な体制の編成等を目的とした執行役員制度、(2)全社横断的施策、課題に対する横串機能の強化を目的としたチーフオフィサー体制、(3)業務執行に関する合意形成、認識統一を図るための社長直轄会議体である執行役員会の設置等、経営上の組織体制や仕組みを整えています。

なお、当社の取締役は9名以内とする旨、定款で定めております。また当社の取締役は、株主総会において議決権を行使する事ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、及び累積投票によらないものとする旨を、定款で定めております。

※当社の執行役員は、会社法第2条に規定された委員会設置会社における「執行役」とは異なります。

【監査役監査及び内部監査】

当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会、執行役員会及び主要な会議に出席し取締役と執行役員の業務執行を監視するとともに、社長との情報交換会等を通じて日常から意見交換を行っています。

監査役会は監査役全員をもって組織され、年に10回以上開催しています。また、内部監査部門として監査室を設置しており、定期的かつ随時必要な内部監査を実施しています。

【社外取締役及び社外監査役】

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります(平成27年6月15日現在)。

当社は、会社法に規定される社外性の趣旨に則り、また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準の趣旨を尊重し、一般の株主との利益相反を生じる恐れのない社外取締役を選任することにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っています。

社外取締役津田和彦氏は平成26年6月13日開催の当社第32回定時株主総会において選任され、現在、社外取締役として2期目の任期となります。

す。当社と津田和彦氏との間に特別な利害関係はありません。また、津田和彦氏は国立大学法人筑波大学大学院教授です。当社と国立大学法人筑波大学との間に特別な利害関係はありません。これらのことから、当社は、社外取締役と一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所に対し、津田和彦氏を独立役員として指定、届け出ています。津田和彦氏は、国立大学法人筑波大学大学院において経営システム科学分野の教授職にあるとともに、自らも大学ベンチャー企業の経営に携わっていることから、その知見や経験を活かして当社経営の監督、社外取締役としての職務の適切な遂行をお願いできるものと考え、招聘しています。また、経営システム科学分野において自然言語理解及び情報検索等を研究しており、同分野の専門家としての長年の知見を当社に提供していただけることも期待しています。

社外監査役2名は、専門的知見と豊富な経験を活かし、適法性及び妥当性、予防性の観点から監査役機能を第三者としての立場で十分に行っていただける人物である事を基準として選定しています。常勤の監査役である池田一志氏は、平成27年6月12日開催の当社第33回定時株主総会において選任されました。当社との人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、就任前に親会社である帝人株式会社及びそのグループ会社を退職しており、当該会社との特別な利害関係はないこと、当社と当社親会社との間において当社の自由な事業活動を阻害される状況になく、当社役員の経営判断のもと、独自に意思決定を行っており当社の独立性は十分に確保されていることから、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断しております。社外監査役の谷田部俊明氏は、平成25年6月13日開催の当社第31回定時株主総会において選任されました。当社の親会社である帝人株式会社の常勤監査役で、当社と同社との間には、商品の売買等の取引関係があります。取引内容については有価証券報告書(第33期)の「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項関連当事者情報」に記載のとおりです。

当社は社内外を問わず広く適任者を得られるよう、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、および当社と監査役との間において、当社への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償請求を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限るものとする。

当社は、独立役員である社外取締役1名が取締役会のメンバーとして適時・適切に意見・提言を行っています。また、監査役3名も取締役会、執行役員会等主要な会議に出席し、監査役の立場から適時・適切に意見・提言を行うとともに、一般株主との間に利益相反を生じる恐れのない社外監査役2名が、独立的な立場から専門的かつ高い見識をもって適時・適切に意見・提言を行っています。以上のように独立役員である社外取締役や監査役による経営監視が十分に機能する体制を整え、コーポレート・ガバナンスを確保していると考えことから、現状の体制としております。

[顧問弁護士、会計監査人による会計監査の状況]

顧問弁護士は、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けています。

当社の会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、監査業務を執行した公認会計士に、継続年数が7年を超えるものはおりません。

[現状の体制を採用している理由]

上記の取組みにより、コーポレート・ガバナンスは適正に機能すると考えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載の取組みにより、コーポレート・ガバナンスは適正に機能すると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月開催の定時株主総会に係る招集通知は、法定期日での発送となりましたが、発送日の5日前に当社ホームページにおいて公開いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	従前より集中日を避け、早い日程での開催を実施しています。また、開始時刻についても、2013年6月開催の定時株主総会から、開会時刻を午後6時30分とするなど、多くの株主様にご来場いただけるよう工夫をしています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月20日開催の第24回定時株主総会より、株主名簿管理人が提供するインターネット議決権行使サイトを活用し、提供を開始しています。合わせて、同サイト及び自社ホームページに招集通知を掲載し、議決権の行使を促しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会招集ご通知/決議ご通知を会社ホームページに掲載 株主総会において、報告事項や議事運営のビジュアル化 法定事項のみならず、業績見通しや中期経営計画をご説明 株主総会の終了後に、株主総会の模様を動画で配信 などの取組みにより、株主総会の活性化と議決権行使の円滑化に取り組んでおります。また、2013年6月開催の定時株主総会から、株主総会終了後に株主様と役員との懇談会を実施し、株主様からご意見をいただく機会を設けています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	昨今の株式市場の状況を鑑み、機関投資家向けに開催する決算説明会等の会社説明会につき個人投資家や個人株主の方々にもご案内する等、当社に対するご理解を深めていただく機会を提供しています。2014年度は個人投資家向け説明会を1回実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	会の活性化を目的に利便性の高い会場での決算説明会、第2四半期決算説明会を開催するとともに、当社をよりご理解いただく環境で業況等をご案内する事を主眼に、個別ミーティングを中心とした定期的な説明会や、必要に応じた都度の説明会を積極的に推進しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するホームページは会社ホームページトップページ (http://www.infocom.co.jp/) からすぐ閲覧できるように、わかりやすい画面設計を心がけています。決算情報はもとより決算情報以外の適時開示資料や任意開示資料、有価証券報告書や四半期報告書、会社説明会資料とその開催の様子、株主総会の招集通知等の情報を積極的に開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CFOを情報取扱責任者に、また、IRを担当する専任組織として広報・IR室を設置し、積極的な情報開示体制を整備しています。	
その他	2015年3月期より、第2四半期末の株主名簿に記載されている単元株以上を保有の株主様を対象に「株主優待制度」を導入しました。当社グループ会社の株式会社ドゥマンが運営する食品eコマースサイト「オーガニックサイバーストア」で商品の購入時にご利用いただけるポイントを付与するものです。優待対象株主確定時点で3年以上保有していただいている長期保有株主様には、ポイントを上乗せしています。当社が東日本大震災からの復興を支援している宮城県岩沼市産のお米を選択することもでき、復興支援活動の一環としても位置付けています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	<p>CSROを環境最高責任者として、優れた技術と創造力により人間性豊かな社会の実現へ、環境マネジメントシステムの活用とグリーンITを取込んだ地球環境の保全と改善に、全従業員で取り組んでいます。</p> <p>事業の面では、ドキュメント管理システムや電子帳票システムなど文書のペーパーレス化を進められるITサービスの提供により、お客様の業務効率向上を通じて環境保全に貢献しています。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>す。また、グループ内においても社員の技術力向上を通じて、業務の効率化を図り環境改善へ繋げています。</p> <p>グループ運営の面では、環境関連諸法規の順守は当然のこと、資源/エネルギーの有効活用による環境負荷軽減および、資源の再利用/再資源化による循環型社会の促進に取り組み、グループ全従業員に環境方針を周知徹底するとともに、継続的な環境保全活動推進を図っています。</p> <p>また、よりよい企業市民であることを目指し、各拠点において地域社会等とのコミュニケーションを図り、地域貢献活動を行うとともに、ペットボトルキャップ等の収集/寄付を通じた地球環境を守る活動や地球にやさしい活動や、読まなくなった書籍を回収、絵本などに交換し教育施設に寄贈する活動などにも取り組んでいます。</p> <p>東日本大震災からの復興への支援活動として、地域と連携した活動を進めています。宮城県岩沼市に地域復興に関わる拠点として開設した岩沼「みんなの家」を中心に、農産物の直売など地域の方々と共に震災からの復興に取り組むとともに、当社が実施する株主優待制度において同地産のお米を優待品の一つとして株主様にご提供することで、株主様にも被災地復興にご協力いただいています。</p> <p>また、2015年度「新しい東北」先導モデル事業として復興庁に選定された『『千年希望の丘』岩沼復興アグリツーリズム』は、岩沼市/地元関係者のみなさま/インフォコムが連携し取り組みを開始したもので、2015年度中に3回のモニターツアーを開催する予定です。</p> <p>被災地域において震災に関する情報をアーカイブ(集約/公開)する事業にも取り組み、関連業務を被災地域で雇用した人材を進めています。</p> <p>エネルギーや資源の省力化の取組みとして、2011年夏季から引き続きオフィス電力使用量の低減化に努めるなど、引き続きグループを挙げて空調/照明等の効率的利用等に取り組んでいます。</p>
<p>その他</p>	<p><人材の多様性についての方針></p> <p>当社は、男性/女性の別・年齢・人種・国籍・宗教・障害の有無など人材の多様性を尊重し、また、勤務条件・雇用形態・勤務場所等の柔軟性について継続的に取り組むことで、幅広い人材が個性と能力を発揮できる企業風土を積極的に醸成し、グループ企業価値、社会的存在価値の向上を図っています。</p> <p>また、採用や処遇などあらゆる面において、人材の多様性を区別することなく、スキルの高さやその発揮度に応じた役割をベースとした評価を行っています。</p> <p>当社では、出産・育児の他にも配偶者の看護や両親の介護などによって一時的に就業が困難になるような事態を想定し、社員の活躍機会を出来るだけ損なわず、より柔軟な働き方が出来るように制度の導入・改善に取り組んでおり、厚生労働省 東京労働局より子育てサポートに積極的に取り組む企業として、「くるみん」認定を受けています。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

11項目で構成する事項について決議し、推進しています。

(1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

1. 当社は、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、当社及び子会社の役員・使用人は、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。また、これらの方針の下、日々の業務を遂行する上での行動規範及び行動基準を定めており、その実効性の確保を図る。
2. 取締役の職務執行については、役員を対象とする役員規程を定め、社会規範・倫理そして法令等の遵守を図ると共に、監査役会の定める「監査役監査基準」に従う監査の実施により、公正且つ適切な経営を実現する。
3. コンプライアンスの責任者としてCSRO(Chief Social Responsibility Officer)を任命し、インフォコムグループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(2) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

1. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するため、インフォコムグループの経営方針、行動指針、行動規範及び行動基準等に基づき、継続的にコンプライアンス教育・啓発の推進を行い、また、当社及び子会社の役員及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスの実践的運用を図る。
2. 当社及び子会社の役員・使用人がグループにおける重大な法令違反やコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がない事を確保する。
3. 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を適切に当社及び子会社の役員・使用人に開示し、周知徹底する。
4. 業務分掌規程・職務権限規程・個別権限基準表により組織の業務分掌と職位の責任と権限を明確に定め、役割に応じた意見を稟議等に記録する事で、組織間の相互牽制及び個人への権限の集中化を防ぐ。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存及び管理し、その保存期間中は、いつでも閲覧可能な状態を維持する。
2. CEOは、上記1.における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現する事を脅かすあらゆるリスクに対処する。
2. 統一的なリスクマネジメント指針として「グループリスクマネジメント規程」を定め、同規程に沿ったリスク管理を行う体制としてCSROを委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループの業務執行に係るリスクを統合的且つ効率的に把握、評価、管理する。
3. 重大な事件・事故発生に伴う非常事態における混乱の回避と損失の極小化等その影響を最小限とするために、「危機管理マニュアル」に従い、グループにおいて統一的な危機管理対応がとれる体制を構築する。また、大規模災害等の緊急事態発生を想定し、事業中断による損失を最小限にとどめるために、事業継続計画(BCP)を策定し、事業の継続を確保するための体制の整備に努める。

(5) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

1. 当社は、インフォコムグループとしての業務の効率性を確保するために必要な規則をグループ規程及びグループ各社の規程として整備する。これらの規程は、法令の改廃・職務遂行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すものとする。
2. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催する他に、業務執行上の必要性に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう適宜臨時取締役会を開催する。また、投資案件については取締役等で構成する投資委員会にて審議を行う。
3. 当社の取締役会の決定に基づく業務執行は、職務権限規程及び業務分掌規程において、各職位者の権限と手続きを詳細に定める事とする。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すべきものとする。
4. 当社は、効率的かつスピーディーな経営を行うために業務の意思決定・監督機能と業務の執行機能を分離し、執行役員制を導入する。また、取締役会の意思決定の妥当性と合理性を高めるため、独立社外取締役を選任する。

(6) インフォコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

1. インフォコムグループは、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。また社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たず、特定株主からの要求や民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その介入を許さない事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。
2. 全てのグループ会社社長が「グループリスクマネジメント委員会」の構成員となり、「グループリスクマネジメント規程」に従い、グループ統一的な方針に基づくコンプライアンス・リスクマネジメントの体制整備を行う。
3. 当社は、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、グループ会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業務については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
4. 当社の監査室は、インフォコムグループにおける内部監査を実施又は統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
5. 当社は、株式上場会社として全ての業務執行を独自の経営判断に基づき行う。
6. 当社の監査役は、自らまたは監査役会を通じてグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び監査室との緊密な連携的確な体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

1. 他の業務執行ラインから独立性を保った監査室スタッフが監査役会からの要求に従い、監査役の行う監査業務を補助する。
2. 監査役の業務を補助するにあたって、監査室スタッフは取締役の指揮命令を受けない。
3. 監査役の行う監査業務を支援する監査室スタッフの独立性及び実効性を確保するため、考課及び異動に関しては監査役会の意見を訊くものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会社の重要な会議に出席することができる。
2. 当社及び子会社の役員・使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ア 会社の信用を大きく低下させるもの、又はその恐れのあるもの
 - イ 会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、又はその恐れのあるもの
 - ウ 行動指針、コンプライアンスに関する違反で重大なもの
 - エ その他上記アからウに準じる事項
3. 当社及び子会社の役員・使用人は、監査役の求めに応じて事業の報告を行うとともに、インフォコムグループの業務及び財産の状況の調査に

協力する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

1. インフォコムグループは、監査役へ報告を行った役員・使用人に対して、当該報告をした事を理由として不利な取扱いを行う事を禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続に関する方針

1. 監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じる。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われる事を確保するための体制

1. 監査役は、必要に応じ、取締役、重要な使用人並びに監査法人と意見交換を実施する。

2. 監査役職務の執行が実効的に行われる為に、会社の業務執行に関する全ての情報は随時、閲覧可能な状態におく。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

インフォコムグループは、経営方針及び行動指針において「コンプライアンスを規範とした経営」、「高い倫理観に基づく行動を何より優先する」と定めており、法令を遵守し企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づく体制整備を行う。また社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たず、特定株主からの要求や民事介入暴力等の反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、その介入を許さない事を基本的な考え方とし、それに基づく体制整備を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

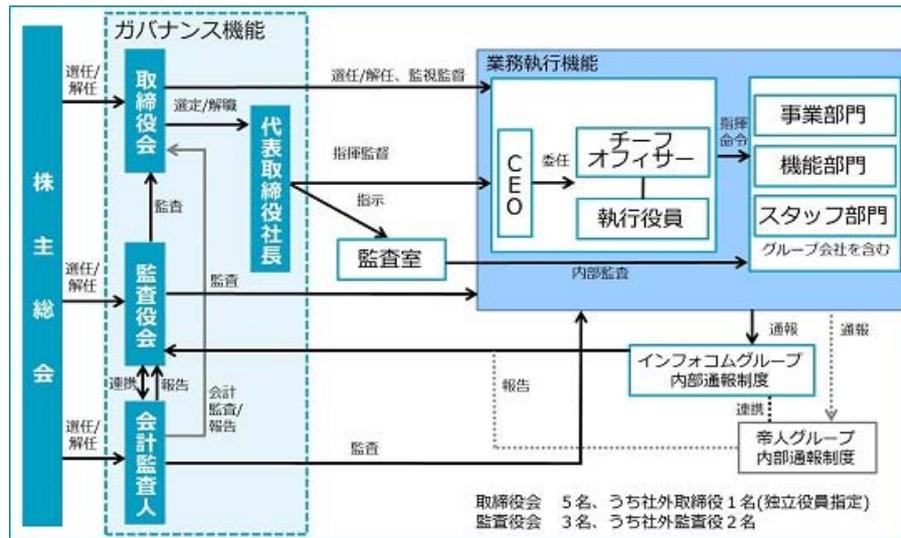
なし

該当項目に関する補足説明

補足すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

添付の「適時開示体制の概要(模式図)」をご参照ください。



■ 適時開示体制の概要

United Innovation
infocomgroup

